

公益社団法人日本地震工学会 地震災害対応活動に関する規程

2012年12月7日制定

2013年6月27日改定

2015年3月12日改定

2016年8月9日改定

(総則)

第1条 公益社団法人日本地震工学会（以下「本会」という。）の地震災害対応活動は本規程に基づく。

2 本規程に規定されない地震災害対応活動は、会長又は第5条に定める地震災害対応本部長の了解を得て実施することができる。

(地震災害対応活動の目的)

第2条 地震災害対応活動は、国内外で発生した地震災害について、情報収集、現地調査、調査結果の記録及び社会への発信、関連学会等との連携活動、その他の活動を行い、定款第3条に定めた本会の目的を果たすことを目的とする。

(地震災害対応活動の内容)

第3条 前条に掲げた目的の達成のため、次の活動を行う。

- (1) 国内外で発生した大規模な地震災害についての迅速な情報収集並びに情報発信。
- (2) 本会単独又は関連学会等と連携の調査団の派遣。
- (3) 調査団による調査結果等の取りまとめ、並びに報告書刊行、報告会開催等による公表。
- (4) 本会以外の組織による地震災害調査活動に対する協力・支援。
- (5) 国内での地震災害に対する海外からの調査への協力・支援。
- (6) 地震災害報道に係るマスコミ等への対応。

(地震災害対応委員会)

第4条 前条に挙げた地震災害対応活動の企画、調整、実施のために、地震災害対応委員会を設ける。

- 2 地震災害対応委員会は、委員長及び委員数名で構成する。
- 3 地震災害対応委員会委員長は、理事の中から選任する。委員長の任期は2年とする。
- 4 地震災害対応委員会委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 地震災害対応委員会の下に、必要に応じて、ワーキンググループを設けることができる。
- 6 地震災害対応委員会は、国内外において甚大な被害や特異な地震工学的事象を伴う地震が発生した場合には、直ちに情報を収集して、第5条に定める地震災害対応本部の予定構

成員に提供し同本部設置の判断の参考に供する。また、収集した情報を適宜、本会ウェブサイト、会員一斉メール等を介して広く発信する。

7 地震災害対応委員会は、地震災害対応本部が設置されたときには、同本部のもとで地震災害対応活動業務を担う。

(地震災害対応本部)

第5条 国内外で発生した地震災害に対し、原則として会長が本会として調査団の派遣等特段の対応活動が必要と判断した場合に、地震災害対応本部を設置することができる。

2 地震災害対応本部長は、原則として、会長がこれを務める。

3 地震災害対応本部は、原則として以下の者の中から地震災害対応本部長が指名して構成する。

- (1) 副会長
- (2) 総務理事、会計理事、情報理事
- (3) 地震災害対応委員会構成員
- (4) 事務局長
- (5) その他地震災害対応本部長が必要と認めた者

4 地震災害対応本部は、本会としての当該地震災害対応活動の全般にわたり、方針の決定及び決定事項の執行管理を担う。

5 地震災害対応本部長は、地震災害対応本部の役目が終了したと判断したとき、これを解散する。

(地震災害調査団)

第6条 本会単独で又は関連学会等と連携して地震災害調査団を結成し派遣することの判断は、会長又は地震災害対応本部が設置された場合には同本部が、関連学会等と調整した上で行う。本会会員による独自の地震災害調査活動を本会の活動として認定・支援することや、本会以外の組織による地震災害調査活動に協力すること等に関しても同様とする。

2 地震災害調査団を結成する場合は、会長又は地震災害対応本部が設置された場合には同本部が、これまでの調査経験、調査地の現地事情、調査内容の専門性等を勘案して団長若しくはコアメンバーの候補者を選定し、選定された候補者が中心となって、公平性を考慮しつつ本会としての適切な調査活動が遂行できる団長及び団員の人選を行うものとする。

3 地震災害調査団活動に参加する者は、自己の意思で参加するものとし、所属勤務先に対して活動の許可を得なければならない。また、活動中の労働管理は、所属勤務先の規程にしたがうものとする。さらに、調査活動に当たっては以下の点に留意しなければならない。

- (1) 調査活動中の安全管理は自己責任で行うこと。
- (2) 被災者の生活や現地の対応活動の妨げにならないこと。
- (3) 調査団の規律を守り、個人的な行動を慎むこと。
- (4) 地震災害対応本部と密接に連絡を取り合うこと。

なお、調査に当たり、腕章、ヘルメットほか本会調査団であることを示す携行品を利用することができる。

- 4 調査団を派遣した場合は、調査終了後のなるべく早い時期に、報告書の刊行、本会ウェブサイトへの記事掲載、報告会の開催、その他の方法により、調査結果を広く公表するものとする。

(地震災害調査積立金等)

第7条 本規程に係る地震災害緊急対応業務に要する費用の全部又は一部を、「日本地震工学会地震災害調査積立金」で賄うことができる。その適用範囲、条件等は、会長の判断によるものとし、会長はその執行について理事会に報告するものとする。その他「日本地震工学会地震災害調査積立金」の適用については、公益社団法人日本地震工学会地震災害調査積立金規程にしたがうものとする。

- 2 本会、日本建築学会、土木学会、地盤工学会、日本機械学会及び日本地震学会の6学会共通の災害対応事業（国内外の調査、会議、報告書刊行、情報発信等）については、「6学会災害調査等積立金」を充当することができる。その適用の判断及び関係学会への発議は、会長が行う。その他「6学会災害調査等積立金」の適用については、公益社団法人日本地震工学会6学会災害調査等積立金規程にしたがうものとする。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この規程の変更は2016年8月9日から施行する。